

大学質保証委員会の部会の構成について

(平成28年5月1日、理事長裁定)

(令和5年6月1日、理事長裁定)

(令和7年4月1日、理事長裁定)

山梨県立大学大学質保証委員会規程（平成28年5月1日制定、大学第6009号）第4条に定める部会の業務及び構成について、以下のよう定める。

1 部会の業務

部会は各学部、研究科、専攻科、全学センター、事務局に対して適宜、情報を伝達するとともに、提案・意見等を集約したうえで、部会案を取りまとめ、大学質保証委員会での審議を受ける。

(1) 自己点検・評価部会

教育・学修の取組状況、財務、業務の運営状況及びその成果が本学にふさわしく、また地域や県民ニーズに合致しているか、点検・評価を実施する。

(2) 研究評価部会

本学の研究内容を客観的に評価し、研究水準を担保するとともに研究成果を広く社会へ提供する。

(3) 認証評価部会

認証評価に係る諸準備、受審、結果の公表を行うとともに、評価結果を考慮し、大学運営の改善を促進する。

2 部会の構成

(1) 自己点検・評価部会

副理事長（事務局長）、副学長（教育改革推進室長）、理事（監査）、教育改革推進室・総務課・経営企画課

(2) 研究評価部会

理事（研究）、学部長、研究科長、専攻科長、外部有識者、総務課、経営企画課

(3) 認証評価部会

副理事長（事務局長）、副学長（教育改革推進室長）、理事（監査）、教育改革推進室・総務課・経営企画課